

令和8年度三木町集落支援員募集要項

三木町では、人口減少や少子高齢化の進行により、独自で集落の維持や活性化対策が行えない地域、いわゆる限界集落の発生する可能性が高まっています。

そこで、地域の実情や課題を把握し、持続可能な集落の在り方や活性化対策の推進を地域が主体となってできるよう地域に寄り添いながら支援を行うことを目的に集落支援員を募集します。

あなたの力を地域の活性化のために活かしてみませんか？

1 募集人員

1名

2 対象地域

三木町大字鹿庭、奥山、朝倉、小蓑地域

(活動地域については協議のうえ決定します。)

3 活動内容

- (1) 集落の巡回、点検及び課題整理に関する活動
- (2) 関係機関との連絡調整に関する活動
- (3) 地域住民と集落の現状とあるべき姿等の話し合い等の支援活動
- (4) 空き家の状況把握と移住定住促進に関する活動
- (5) その他地域の維持・活性化のために町長が必要と認めた活動

4 募集対象

次の全ての要件を満たす方とします。

- (1) 地域の実情に精通し、かつ、地域の活性化に深い熱意をもって積極的に活動できる方
- (2) 地域住民や関係機関と協力しながら意欲的に活動できる方
- (3) 普通自動車運転免許を有する方
(活動に伴う移動はご自身のお車を使用していただきます。)

- (4) ワード・エクセル・インターネットなど基本的なパソコン作業ができる方
- (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方

5 雇用形態および雇用期間

- (1) 三木町と業務委託契約を締結し、契約に基づいて業務を実施していただくようになります。三木町とは雇用関係にないため、健康保険及び年金等のご自身で加入し、保険料を負担していただくことになります。
- (2) 委託期間は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとします。
ただし、活動に取り組む姿勢・成果等を勘案し、年度単位で更新し、最長で3年まで更新することができます。
- (3) 活動については、月報を作成し、月に1度、活動内容・業務時間・所要経費等について報告していただきます。

6 委託料

- (1) 委託料：396,000 円
 - (a) 上記金額は委託限度額であり、委嘱期間が1年に満たない場合は、委託限度額を12で除した額に委嘱期間の月数を乗じた額とします。
 - (b) 業務日報及び活動報告書を毎月作成・提出いただき、その内容を審査した上で委託料をお支払います。なお、委託料は所得税を源泉徴収して支払います。
 - (c) 個人事業主となるため確定申告が必要になります。

7 応募手続

- (1) 応募受付期間
令和8年8月20日～令和8年9月11日必着（郵送又は持参）
- (2) 応募書類
 - 三木町集落支援員応募用紙
（様式は、三木町ホームページからダウンロードしてください。）
 - 住民票の写し
（応募時の住所地のものとしてください。）
 - 運転免許証の写し
注）選考結果に関わらず、応募書類は返却しませんのでご了承ください。
- (3) 送付・問い合わせ先

〒761-0692 木田郡三木町大字氷上310番地

三木町地域活性課「まちづくり係」担当 宛

電 話 ： 0 8 7 - 8 9 1 - 3 3 2 0

F A X ： 0 8 7 - 8 9 8 - 1 9 9 4

E-mail : chikikassei@town.miki.lg.jp

町HP : <https://www.town.miki.lg.jp/life/dtl.php?hdnKey=8300>

募集内容等の詳細については、お気軽にお問い合わせください。

(受付時間：午前8時30分から午後5時15分 土・日・祝は除く)

8 選考

(1) 第1次選考（書類選考）

書類選考の上、9月30日までに、応募者全員に応募用紙に記載のメールアドレスと住所へ第1次選考結果を通知します。

(2) 第2次選考（面接）

第1次選考合格者を対象に第2次選考を行います。詳細な日程等は第1次選考結果通知の際にお知らせします。

(3) 最終選考結果通知

第2次選考終了後、2週間以内に応募用紙に記載のメールアドレスと住所に最終選考の結果を通知します。